

「熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び  
「熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」について

令和2年（2020年）7月7日

学校人事課

## 1 議案及び提案理由

### (1) 議案

- 議案第2号 熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第3号 熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定に係る臨時代理の報告及び承認について

### (2) 提案理由

- 「熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」が6月議会で議決され、6月29日付けで施行されたことに伴い、速やかに教育委員会規則等により在校等時間の上限方針を策定する必要があり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により標記規則及び方針を同日付けで定めたため、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し承認を求めるものである。

## 2 「熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の概要

### (1) 趣旨

- 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条の規定に基づき、熊本県立学校の教育職員のサービスを監督する熊本県教育委員が、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり、必要な事項を定める。

### (2) 内容

#### ① 時間外在校等時間の上限

##### ○ 原則

- 1箇月について 45時間
- 1年について 360時間

##### ○ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合

- 1箇月について 100時間未満
- 1年について 720時間

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月数は年間6箇月まで)

〔裏面へ続く〕

- ② この規則に定めるもののほか、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり必要な事項については、委員会が別に定める。
- ③ この規則は、公布の日から施行する。

### 3 「熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の概要

#### (1) 趣旨

- 熊本県教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）及び熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第4条の規定に基づき、熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。

#### (2) 内容

##### ① 対象範囲

- 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法に基づくいわゆる「36協定」における時間外労働の限度時間が適用される。

##### ② 委員会及び学校が講ずる措置

- 教育職員が在校している時間は、タイムカード等により客観的に計測する。
- 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- 本方針を踏まえた学校における取組みの実施状況を把握したうえで、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組みを実施する。本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

##### ③ 留意事項

- 本方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないこと。
- 授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けること。

- ④ この方針は、令和2年6月29日から適用する。